

私有地から道路にはみ出した樹木の剪定にご協力を

ご自宅の樹木の枝等が道路にはみ出ていませんか？

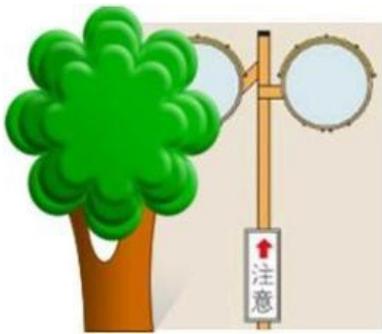
通行の妨げになる場合がありますので、道路や歩道にはみ出した樹木の^{せんてい}剪定等、適正な管理をお願い致します。

道路や歩道にはみ出した樹木には、次のような危険が考えられます。

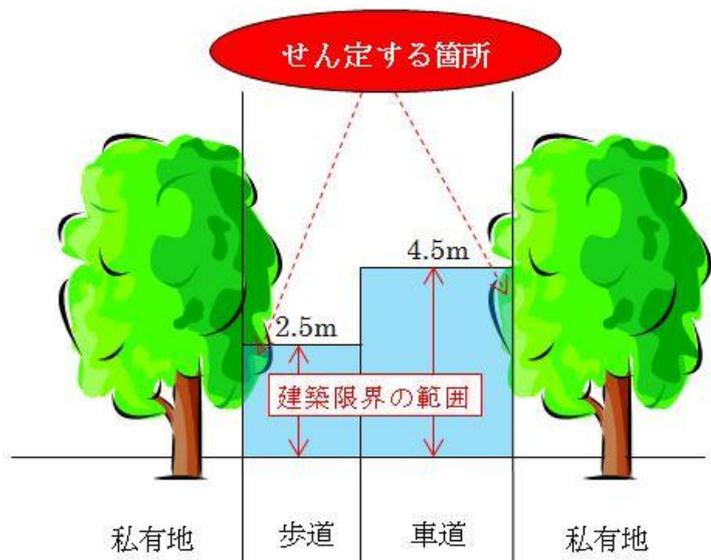
- 標識・カーブミラーを隠したり、道路の見通しを悪くし、交通事故が起きる可能性があります。
- 歩道に覆いかぶさると、歩行者が車道を歩かなければなくなり、事故に巻き込まれる可能性があります。
- 通行する車両（特に大型車）が樹木に当たって車が傷付いたり、折れた枝が道路上に散乱し、通行人が怪我をする可能性があります。

これらが原因で交通事故等が起きた時は、樹木の所有者の責任を問われることがあります。

なお、道路管理上、危険で緊急な場合は所有者に断り無く枝や幹の伐採を行う場合がありますのでご了承願います。



道路法第30条、道路構造令第12条では、道路を車両・歩行者が安全に通行するために、車道の上空4.5m（生活道路は3.0m）、歩道の上空2.5mの範囲に障害になる物（樹木・看板など）を置いてはならないと規定されています。



【作業時の注意事項】

- 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合があるので、事前に最寄りの東北電力又はNTTに連絡し、立ち合いのもとで行ってください。
- 作業にあたっては、通行する車両、自転車及び歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分ご注意ください。

お問い合わせ

・福島県南建設事務所 管理課 電話 0248-23-1630